

## 最高人民法院・最高人民検察院による

### 知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈 (三) (意見募集稿)

法により知的財産権侵害の犯罪を処罰し、社会主義市場経済の秩序を守るために、『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国刑事訴訟法』の関連規定に従い、知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題について、次のとおり解釈する。

**第一条** 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、刑法第二百十三条に規定する「その登録商標と同一の商標」と認定することができる。

(一) 登録商標のフォント、アルファベットの大文字・小文字又は文字の横縦配列を変更し、登録商標との間にわずかな差異しかないもの。

(二) 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間の距離を変更し、視覚的にはほとんど差異がないもの。

(三) 登録商標の色を変更し、視覚的にはほとんど差異がないもの。

(四) 立体登録商標の三次元標章及び平面要素と視覚的にはほとんど差異がないもの。

(五) 登録商標に商品の一般名称、型番又は商品の数、品質を直接示す文字のみを追加し、登録商標の反映に影響を与えないもの。

(六) 登録商標とほとんど差異がなく、公衆の誤解を招き得るその他の商標。

**第二条** 反対証拠がない限り、作品に署名した自然人、法人又は非法人組織は著作権者である。

係争作品の種類が多くかつ権利者が分散している事件において、刑法第二百十七条第一号に規定する「著作権者の許諾を得ていない」に関する証拠の取得が難しいものの、係争複製品が不法に出版、複製・発行されたものであることを証明する証拠がある場合であって、出版社、複製発行者が、著作権者の許諾を得た関連証明書類を提供できないときは、「著作権者の許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄した場合、係争作品の著作権が中国の著作権法による保護を受けていない場合、又は著作権の保護期間が既に満了した場合は、この限りではない。

**第三条** 次の各号に掲げる行為のいずれかを実施した場合、刑法第二百十九条第一項第一号に規定する「その他の不正手段」と認定しなければならない。

(一) 賄賂、詐欺方式で権利者の営業秘密を取得した場合。

(二) 無断複製又は電子侵入等の方式で権利者の営業秘密を取得した場合。

(三) 授權を得ず又は授權を超えてコンピュータ情報システムを使用して権利者の

出典：最高人民法院公式サイト（2020年6月17日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236841.html>

営業秘密を取得した場合。

**第四条** 刑法第二百十九条に規定する行為を実施し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、「営業秘密の権利者に重大な損失を与えた」と認定しなければならない。

(一) 営業秘密の権利者に与えた損失額が50万元以上であった場合。

(二) 営業秘密侵害による違法所得金額が50万元以上であった場合。

(三) 営業秘密の権利者が営業上の重大な困難により破産、倒産することを、直接引き起こした場合。

(四) 営業秘密の権利者に他の重大な損失を与えた場合。

営業秘密の権利者に生じた損失額又は営業秘密侵害による違法所得金額が250万元以上であった場合、刑法第二百十九条に規定する「特に深刻な結果を生じた」と認定しなければならない。

**第五条** 刑法第二百十九条に規定する行為の実施により生じた損失額又は違法所得について、次の各号に掲げる方式で認定することができる。

(一) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、その開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。

(二) 不正手段で権利者の営業秘密を取得した後に、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。当該損失額が営業秘密の合理的な使用許諾料より低い場合、合理的な使用許諾料に基づいて確定することができる。

(三) 取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反し、自分が把握している営業秘密を開示、使用又は他人にその使用を許諾した場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。

(四) 営業秘密が不正手段により取得されたものか又は取り決め、権利者の営業秘密保持の関連要求に違反して開示、使用を許諾されたものであることを知りながらも、それを取得、使用又は開示したことにより生じた損失額は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。

(五) 営業秘密を開示し又は他人にその使用を許諾することにより取得した財物又はその他の財産上の利益は、違法所得と認定しなければならない。

前項第二号、第三号、第四号に規定する権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた販売量減少の総数に、権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。販売量減少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合

出典：最高人民法院公式サイト（2020年6月17日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236841.html>

理的な利益を乗じることで確定することができる。権利者の損失額が確定できない場合、侵害製品の販売量に侵害製品1個あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。

**第六条** 侵害された技術情報が権利者の技術方案の一部である場合、又は営業秘密侵害製品が別の製品の部品である場合、侵害された技術情報が技術方案全体に占めた割合、その役割又は当該営業秘密侵害製品自体の価値及びその製品利益の実現に占めた割合、その役割等の要素に基づいて損失額又は違法所得を確定しなければならない。

営業秘密が経営情報である場合、経営活動により取得された利益における当該経営情報の役割等の要素に基づいて損失額又は違法所得を確定しなければならない。

**第七条** 営業秘密侵害行為により営業秘密が既に公衆に知られたか又は破壊された場合、当該営業秘密の商業的価値に基づいて損失額を確定することができる。営業秘密の商業的価値は、研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素を総合的に考慮した上で確定することができる。

**第八条** 営業秘密の権利者が営業秘密侵害行為を軽減するために直接生じた商業的損失又はコンピュータ情報システムのセキュリティ等の秘密保持措置を回復するために支出した必要な救済費用は、合わせて営業秘密権利者の損失額として計上しなければならない。

**第九条** 当事者、弁護士、訴訟代理人は関連営業秘密の証拠、資料に対して秘密保持措置を講じるよう書面にて申し立てた場合、訴訟手続において秘密保持承諾書の締結等の必要な秘密措置を講じなければならない。

訴訟参加者は前項に規定する秘密保持措置に違反し、訴訟中に接触、取得した営業秘密を無断で開示、使用し又は他人にその使用を許諾し、かつ犯罪を構成した場合、法によりその刑事責任を追及する。

**第十条** 登録商標を詐称した商品、不法に製造した登録商標の標識、著作権を侵害した複製品、主に登録商標を詐称した商品、登録商標の標識又は権利侵害の複製品を製造するための資材や道具は、法により没収しなければならない。特別な場合を除き、法により破棄しなければならない。民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合、権利者の申立を経て、民事、行政事件の終結後に法により破棄することができる。

没収、破棄された物品について、リストを作成し、かつ破棄前に適切に保管しなければならない。いかなる組織と個人もそれを転用したり自分で処理したりしてはならない。

**第十一条** 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、重く処罰し、拘留、3年以下の有期懲役の判決を言い渡された者に対し、一般的に執行猶予を適用しては

出典：最高人民法院公式サイト（2020年6月17日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236841.html>

ならない。

(一) 主に知的財産権侵害を業としている場合。

(二) 重大な自然災害、事故災難、公共衛生事件の期間において災害救援、防疫物資等の商品の登録商標を詐称した場合。

(三) 中国国外の機構、組織、人員のために営業秘密を侵害した場合。

**第十二条** 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、一般的に軽く処罰しなければならない。

(一) 自供して罰を受け入れた場合。

(二) 権利者が知的財産権侵害を受けたことにより生じた経済損失を積極的に賠償しかつ権利者の容赦を得た場合。

(三) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合。

(四) 権利者の営業秘密を専利、集積回路配置設計、植物新品種、商標等として出願し、かつ関連知的財産権が既に権利者に帰属した場合。

**第十三条** 実施された知的財産権侵害の犯罪が刑事責任追及の基準に達したが、権利者は、犯罪疑念者、被告人がその許諾を得ずに使用した登録商標、営業秘密又は複製・発行した作品、録音・録画製品等を追認許可した場合、犯罪の情状が軽微であると認定し、法により不起訴とし又は刑事処罰を免除することができる。

**第十四条** 知的財産権侵害の犯罪により刑に処された場合、犯罪状況及び再犯予防の必要に応じて、法によりその刑の執行完了日又は仮釈放日から起算して3年～5年以内に関連職業に従事することを禁止することができる。管制に処されたか又は執行猶予が適用された場合、犯罪状況に応じて、法によりその管制執行期間又は執行猶予観察期間内に特定の経営活動に従事することを禁止することができる。

**第十五条** 知的財産権侵害の犯罪について、犯罪による違法所得金額、不法経営額、権利者に与えた損失額、権利侵害模倣品の数量及び社会的危害等の情状を総合的に考慮した上で、法により罰金に処しなければならない。

罰金額は、一般的に違法所得金額の1倍以上5倍以下で確定される。違法所得がないか又は違法所得金額が確認できなくなった場合、罰金額は不法経営額の50%以上1倍以下で確定される。違法所得金額と不法経営額がいずれも確認できなくなり、3年以下の有期懲役、拘留、管制又は単に罰金に処した場合、3万元以上100万元以下で罰金額を確定する。3年以上7年以下の有期懲役に処した場合、15万元以上500万元以下で罰金額を確定する。

**第十六条** 本解釈の公布・施行後に、以前に公布した司法解釈や規範的文書と本解釈が一致しない場合は、本解釈を基準とする。

出典：最高人民法院公式サイト（2020年6月17日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236841.html>

第十七条 本解釈は\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日より施行される。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：最高人民法院公式サイト（2020年6月17日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236841.html>